

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

所沢市議会委員会条例（平成3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条第1号中「総合政策部、財務部、秘書室及び消防本部」を「経営企画部、総務部、財務部及び秘書室」に改め、同条第2号中「保健福祉部、こども未来部」を「福祉部、こども未来部、健康推進部」に改め、同条第3号中「産業経済部、環境クリーン部」を「環境クリーン部、産業経済部」に改め、同条第4号中「、下水道部及び水道部」を「及び上下水道部」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号、第2号、第3号及び第4号の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日において、現に改正前の所沢市議会委員会条例第2条の規定による各常任委員会に付託されている継続審査事件については、それぞれ当該継続審査事件を所管する改正後の所沢市議会

委員会条例第2条第2項の規定による各常任委員会に付託されたものとみなす。